

ごみ焼却灰の処理に関する覚書

津久見市（以下「市」という。）と太平洋セメント株式会社（以下「太平洋セメント」という。）は、一般廃棄物焼却場から排出される焼却灰の処理に伴う環境保全等について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 市及び太平洋セメントは、昭和47年6月24日に締結した「公害防止に関する基本協定」及び平成14年10月23日に締結した「廃棄物の処理に関する協定書」を遵守し、太平洋セメント大分工場津久見プラントに広域の地方自治体から搬入される焼却灰の処理によって、住民の健康と生活環境を損なわないことを基本姿勢とする。

2 太平洋セメントは、一般廃棄物である自治体からの焼却灰の搬入及びセメント資源化については、地域住民の感情に配慮し、焼却灰の輸送を行う運搬業者に対して法令を遵守し、住民の健康と生活環境に配慮した輸送を行うよう指導するとともに、環境保全等に最大限の努力をする。

3 太平洋セメントは、市の求めに従い、第三者機関による、焼却灰の成分及びキルン排出ガスの測定値等を市に提出するものとする。

第2条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、両者は誠意をもって協議するものとする。

2 市及び太平洋セメントは、信義に従い、誠実にこの覚書に定める事項を履行するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年3月23日